

## 第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時      平成29年 8月10日(木)  
                 午前9時00分～午前11時30分
2. 場 所      遠賀町役場 2階 大会議室

## 第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年8月10日(木) 午前9時00分～午前11時30分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二

委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舩添	博孝
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸
委員	7番	和田	利郎

4. 8月の農業相談委員

2番 安藤 敏生 委員

3番 瓜生 保司 委員

5. 議事日程

第1 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第2 議案

第1号 農地法第5条の規定による許可申請について( )

第2号 農地法第5条の規定による許可申請について( )

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について( )

第4号 農地法第5条の規定による許可申請について( )

- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について ( )  
第6号 農地利用集積計画の承認について

第3 報告案件

- 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他の案件

- 第1号 農地利用状況調査の実施について  
第2号 新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会(福岡県農業会議主催)について  
第3号 第3回(9月)農業委員会総会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 池田 知致  
事務局職員 安部 真介  
事務局職員 高島 健次

開 会 9時 00分

議長 皆さん。おはようございます。

議長 本日の出席委員は、8名中8名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。  
よって、ただ今より第2回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番瓜生保司委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第5条許可申請関係5件、農地利用集積計画関係1件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。  
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明に入ります前に総会の流れを説明したいと思いますので、お手元にホッチキス留めで「農業委員会総会の流れ」という2枚の紙をお配りしていますので、そちらをご覧ください。先程出していただきましたように開会前にまず活動記録簿を提出していただきます。活動記録簿はコピーを取って後ほどお返しいたします。で開会で会長挨拶いただいたあとに、ちょうど今ありましたようにその月の農業相談の予約があります。毎月相談はないのですが、相談の有無を報告させていただきます。続いて、先程会長からもありましたように議事の付議案件の中で現地確認を要する案件について、まず事務局から一通り説明をさせていただきます。その事務局からの説明が終わりましたら一旦休憩に入って、下の渡り廊下のところに公用車を準備していますので、それに皆さん乗り合わせていただいて一緒に今回の案件の現地を確認する。ということになります。現地を確認終わりましたら戻ってきて、またこの会議室で議事を再開いたしまして、付議案件1件ごとに採決、挙手による採決を実施いたします。この採決を行います前に地区担当委員が報告をお願いしますというように会長からありますので、担当地区の農業委員さんはその案件について問題があるのかなのかということをお知らせしていただきます。報告例は後程説明いたします。その(1)の付議案件が終わりましたら次に(2)の報告案件を事務局から説明いたします。最後にその他の案件という形で入っていくわけですが、その他の案件の前に推進委員さんをお呼びしておりますので、このタイミングで推進委員さんに入ってください、合同による会議をスタートさせまして、その他案件を事務局から報告させていただいて、協議に入る。というのが農業委員会総会の大きな流れということになっております。  
【別紙、参考報告文例を説明】  
これから現地確認を伴う案件について担当高島からご説明申し上げます。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が今古賀にお住まいの 氏で、譲渡人が鬼津にお住まいの 氏です。申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字五反田630番1 他1筆、地目が田、合計面積が1,331㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は資材置場及び駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしており、営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが事業計画書、7ページが被害防除計画書で排水は雨水排水のみで、水路放流及び自然流下。8ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして9ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が別府にお住まいの 氏で、譲渡人が今古賀にお住まいの 氏他3名で、申請地が11ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟388番3、地目が畑、面積が241㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障に

については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。12ページが現況平面図、13ページが土地利用計画図及び縦横断図、14ページが被害防除計画書で排水は雨水が溜桝及び水路放流、汚水が公共下水道接続となっています。15ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして16ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が広渡にお住まいの 氏で、譲渡人が同じく広渡にお住まいの 氏です。申請地が18ページの字図にありますように、大字広渡字井地1685番4 他1筆、地目が田、合計面積が463㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしており、営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。19ページが現況平面図、20ページが土地利用計画図及び縦横断図、21ページが被害防除計画書で排水は雨水排水が溜桝および水路放流、汚水が公共下水道への接続となっています。22ページが関係者説明に関する調査票、23ページが過去の転用許可に対して、許可どおりに転用が行われてなかった顛末書となっております。

事務局 続きまして24ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区にお住まいの 氏で、譲渡人が上別府にお住まいの 氏で、申請地が26ページの字図にありますように、大字上別府字波打668番1、地目が田、面積が32㎡です。なお、実線で囲んだ三角形の申請地を囲むように点線で囲んだ部分がありますが、これは現在すでに農地ではありませんが、今回の申請地と一体利用する計画となっているため、わかるように示しています。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしており、営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。27ページが現況平面図、28ページが土地利用計画図、29ページが縦横断図、30ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は農業集落排水接続となっています。31ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして、32ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区にお住まいの 氏、譲渡人が浅木にお住まいの 氏で、申請地が34ページの字図にありますように、大字島津字塚ノ元526番1、地目が畑、面積が517㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第1種農地となっております。申請目的は資材置き場及び駐車場です。本来第1種農地については原則不許可案件ではありますが、例外となる場合もあります。本案件につきましては、既存施設の拡張となる申請であり、かつ拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、例外規定に当てはまるとして、申請を受け付けております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。35ページが現況平面図、36ページが土地利用計画図、37ページが縦横断図、38

ページが事業計画書、39ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで水路放流及び自然流下となっています。40ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 以上5件が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 16分

- 現地調査後 -

再 開 9時 45分

議長 それでは再開します。まず、付議案件 を議題に供します。地区担当の私から報告をします。

現地確認していただきましたように、もうここ10数年前に地上げしてそれ以降ご主人さん等が亡くなられて一切耕作はありませんでした。ただ雑草等の関係で年間10万円くらい使っているということを含めて今回親戚に譲渡されると提案されております。地区としては何も問題ないということで、ご審議お願いいたします。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 5月頃より話はありましたが、所有者が急に亡くなって少し延期になったという格好になっておりますが、特に問題はございませんので、ご審議お願いいたします。  
(8番)

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。  
(5番)

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

委員 役場の方で下の田圃の確認はとっていますか。  
(7番)

事務局 農地との境目につきましてはコンクリートブロックで区切りをしていますし、雨水についても農地側には流れないように依頼も出していますので、基本的には問題ないかと思われます。18ページをご覧ください。18ページの奥、右側の水田所有者が さんとなっております。こちらが段差がありまして、ブロックがついてありますけれども結構押しているということで、21ページをご覧くださいますと被害防除計画の中で土留め工事をするということで、ここに5段組みでつくということです。それと22ページは農地の隣地承諾ということで、先ほど言いました さんの方から承認ということでいただいておりますので事務局が確認をしております。

議長 他にありませんか。  
無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。付議案件 は安藤敏生委員からご報告をお願いします。

地元委員  
(2番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まず地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いします。

地元委員  
(5番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは最終ページ、42ページをお開きください。付議案件 農地利用集積計画

の承認についてでございます。通常の利用権設定になります。簡単にですが、利用権とは農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的として耕作者と農地所有者との間で農地の貸借の権利を設定し、農地の有効利用を図るものです。新規設定が10件、合計13,032㎡となっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の42ページをご覧ください。報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。先ほどご説明した利用権について、耕作者と農地所有者との間で双方が解約に合意した場合に出される通知になります。今月の合意解約ですが、借受人の都合による解約が3件、貸渡人の都合による解約2件の合計5件となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

ないようですので、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件につきましては、この後の農地利用最適化推進委員さんとの合同会議で説明をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

議長 はい、それではその他の関係で皆さんの方からございませんでしょうか。

委員 (3番) 農業委員になったばかりでわからないことがあるのですが、浅木の何年か前に一部埋め立てて資材置き場と駐車場になっているところがありますが、現状流れとしてはどうなっていますか。

事務局 現在、資材置き場のようになっているところですね。あそこは以前土を持ち込んでいたということで、現場を確認しましたところ、やはり無届で土を持ってきているということがござい

まして、農業委員会にまずは届出を出すようにということで書類を渡しているのですが、まだ出ていない状況と、4月に入りまして老良の方から、一部また引き続き土を持ってきている関係で大きなトラックが入ってきてまして、農道の法面をちょっと壊しているということがありまして、再度本人に連絡取りましてまずはきちんと農業委員会に届け出なさいということで指導はしているのですが、現状としてはまだ届出が出されていないということになっていきますので、また連絡取りまして、本人にも会いましてきちっと指導をして、適正な形に持っていきたいと思っております。

委員 (3番) 子供の通学道路にもなっているし、10t車で危ないということなので。

事務局 老良の方から農道の一部を壊しているということの連絡がありまして、本人に連絡を取った際に遠賀川温泉側の方から入るよにということでは言っているのですが、それはそれできちんと届出が必要な案件になりますので、農業委員会事務局の方で再度連絡を取って指導してまいりたいと思っております。

議長 一応遠賀町内何か所かそういった不法でされているようなところがあります。また後日行ける余裕がある中で松の本にもありますし、そういったところを確認して今後指導等含めて対していきたいと思えます

それではその他ございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 ないようでございますので、以上をもって、第2回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 10 時 30分

事務局 引き続き10時30分より合同会議を予定しておりますので、一旦休憩いただいて、10時半から再開したいと思います。

再 開 10時 30分

事務局 【農地利用状況調査について説明】

議長 今回の説明について、ご質問・ご意見はありませんか。  
暑い時期の調査なので気を付けてください。

副会長 今年度はもう間に合わないのですが、来年度から8月にやる時には生産組合長さんに資料を渡す時に、できればいっしょに渡してもらえれば、みんな一緒にできるので、考えていただければありがたいです。

委員 昨年の農業委員会で城之越の さんの糠塚の田圃の件で、本人に会って転作を絡め(7番)て話し合ったのですが、昔はあそこに入る昔の馬車道があったけど、アスファルトの道になったおかげで入るところが段差がついて無くなってしまっていて、それで実際に見て管理できないということで、それはもう行政の方に行って相談するようには言っています。

委員 (7番) 尾崎の天神地区の砂取りの跡はどうなっていますか。

事務局 経緯を説明しますと尾崎の芦屋の消防署の方に上がっていくところの道があるのですが、その左手のところに天神といわれるところがあって、そこは昔の尾崎の砂取り、良い砂が取れるということで地権者の承諾をもらって、農地法でいうと一時転用になりますが、砂取りをしていたと。ということで砂取りをした後を戻して農地に復旧するというのが本来の姿ではあるのですが、それが土砂を大量に持ち込みまして最終的に農地として復旧できなかったという地区がありまして、そこについては前の農業委員会、その前の農業委員会からずっと懸案事項ということで継続して農業委員会もさんざん当事者を呼んで指導してきたという経緯がございます。役場としても農業委員会としてもこのまま放っておくわけにもいかないということで、色々地権者、それから代表者の方と協議しながら進めてまいりまして、土地の所有者としては、とにかく境界をはっきりさせて、土地を返してほしいと、現況のままでいいので、農地に復旧しないでいいので、土地を返してほしいということでしたので、昔で言う 産業、今は 開発となっていますけれども、その方を呼んで指導しまして、境界立会についてはきちっと行って、土地の返還を行ったということでその結果を受けまして農業委員会としても現地を確認して、きちんと境界が復元されて土地が所有者に戻されているということで、転用の一時転用砂取りにつきましては、県にも完了の書類を出させましたので、一旦の完了はしているという状況です。ただ先程も言われましたように、その地区は農用地になりますので、引き続き農地に資するといいますが、そういう土地利用をしないといけない地区になりますので、土地の地権者さんとも連携して新たな土地の活用方法をこれから探っていくという状況にあります。

議長 この色分けですが、今から3期4期前から農業委員を3班くらいに分けて、農業委員の立場から一緒に合同でこれは赤とか黄色とか、そういう判定を最初に下しています。そういった中でやはり農地に復旧されたところもありますし、まだ今もって荒れ放題のところもあります。昨年、一昨年ですかね、地区の農業委員さんなり生産組合長さんに現地調査をお願いするようになったのは、まだ1、2年ですね。当初の色付けは農業委員会の中でそれぞれ委員が立ち会って色付けしていると、その後そういう形で地区の方に調査等を含めて依頼していますので、地区それぞれ2つ3つの地区をだぶった委員さんもおられますが手分けしてみんなで現地確認からスタートして、色んな地区で差はあります。ほんとに。特に遠賀町内で一番ひどいところは鬼津ではなかるうかと思われま。レース場の裏の方の畑地、荒れ放題になっているところが結構あります。そういったことについて地区でいろいろありますが、一応過去の色付けされているところをまず自分の目で見て色付けをチェックしていただくというような形で作業に入っていただきたいと思います。2つ3つの地区をだぶって担当している方については手分けして大変ですが、現地の地元の生産組合長なり色々聞くなりして現地確認等を含めてよろしくお願ひしたいと思います。

委員 私も地元が尾崎なのである程度内容はわかっていますが、例えば相続であったり、持ち主が亡くなって、いなくて、そういうのがあります。

議長 今回はこの調査を踏まえた中で先程も言っただけのように非農地の判定まで行きます。今後も復旧される見込みのない、まして町外に住んでいる方とかを含めてそういった方については、法的に固定資産の評価を含めて色んな次の段階まで含めて作業が進んでいくと思います。今まではただ色付けするだけで、これはもう放棄地だ。で済んでいたのですが、今回は次の段階まで進んでいる市町村・行政については、そこまで行政の方から固定資産税がこういうふうになります、ここは非農地判定ということ、そういったものまで絡んでいきますので、その転換として今回スタートするという流れになっています。

委員 そういう文書を地主に前もって配布するとかですね。

議長 今回まず調査をしてからですね。

事務局 この調査は非常に重要な調査なんです。法的にもきちんと定められたものですね。今回調査をしていただきます。その結果を事務局が集約しまして、先ほど松井委員が言われたように、利用意向調査書をお出しします。所有者に対してですね。これは今荒れているのはわかっているけれども、自分で自己管理できるのか、耕作するのか、人に貸したいのか、これを中間管理を使って譲りたいのか、という形で全部調べます。その結果所有者の意向に応じて、あとで地元で土地を探されている方、規模拡大を予定されている方にひも付もしていただきますし、そういう形できちっと事務局の方で調査を反映させて改善していくという手続きの一連になっていますので、そこの出発として今回の調査は非常に大きい重要なものとなります。

議長 ということです。 はいいいですね。

議長 では、 の方をお願いします。

事務局 はい、 農地と利用の最適化の推進に関する指針について、でございます。  
ページは先程農地パトロールを説明した次のページになりますけれども、まずこの指針についてですが、改正農業委員会法の中、農地利用最適化推進交付金などを受けるについて、こういった指針を定めること、というのが定められています。各農業委員会においては、こういった指針を定めて、これに沿った活動をしていこうとなりますので、遠賀町農業委員会としまして、事務局の方で案というものを作成させていただいておりますので、これを読んでいきますので、気になる点があれば次回農業委員会までに教えていただくと助かります。

遠賀町農業委員会農地等の利用の最適化に係る指針 案 を朗読

一応これが現段階で遠賀町農業委員会の農地等の利用の最適化に係る指針案として作成させていただいてます。ひな形といひましょうか、こういった形で作成してほしいというももとの案があつてのこういう形になりましたけれども、皆さん今初めて耳にされたと思ひますけれども、こういったところが気になるというところがありましたらば次回の農業委員会で一応そういった意見を集約したもので正式な指針として作りたいと思ひますので、ご一読されて気になる点をご指摘いただくと助かります。後で次回の農業委員会の日程を説明しますが、次回農業委員会につきましては、午前中に農業委員さんのみで総会を開催しまして、午後から推進委員さんと一緒に水利研修等を行う予定にしていますので、総会に推進委員さんが参加しない状況になりますので、推進委員さんにつきましてはできれば今月中、遅くとも農業委員会の総会までに事務局の方に気になる点がありましたら、ご提出お願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 一応当日会議室に全員入るので入って水利の話はその中で、帰ってまたというよりは、

事務局 では皆さん集まった9月の農業委員会の午後の冒頭にご意見いただきますので、そこで話をさせていただきたいと思ひます。

議長 今日はもう長いのでゆっくり帰ってから見られて、次回の水利研修の時に会議室でちょっと水利先や研修先をチェックしますので、その中でご意見等ありましたらお聞きたいと思ひます。それでは を。

事務局 はい、私の方から から まで一括で説明をします。

【事務局説明】

議長 から まで説明がありました。 から までの関係で、特にはないですね。守秘義務等がありますので名簿だけは大事に管理しておいていただきたいと思います。

研修会の出欠については後程。

まず の義援金について、ここに書いていますとおり、東日本大震災が1人1万円で12万円、熊本地震は一括で5万円、いくらくらいで、それぞれ区長会を通して各区の方にもこういった要請が来ております。ということで区によっては大きな金額を出している地区もありますし、遠賀町の農業委員会としてできたら一括でいきたいと思います。熊本地震と同じくらいでいいですか。では皆さんの積立の中からまとめて5万円送金するというので、それでよければいきたいと思います。

【異議なし。】の声

議長 それでは遠賀町農業委員会から5万円を九州北部豪雨に義援金として贈りたいと思います。では事務局お願いいたします。

続きまして を

事務局 はい、 から最後の まで一括して説明をさせていただきます。

【事務局説明】

議長 の水利研修これはもう3年に1回、今回だけです。最初の年に水利研修しますので今回だけで終わりという流れになります。それから業者が来る場合、何も資料持たなくて来る時もあります。そういう時は資料とかを出すように強く言ってください。図面とかですね、資料もなく口頭だけで簡単に言う業者もおりますので、できるだけ資料を見せてもらって具体的に内容を聞いてください。そうじゃないと農業委員会で自信を持って報告もできませんので、地区担当として絶対的に、総体的に何かご質問ありましたら。

長い時間大変お疲れ様でした。

事務局 農業者の方で初盆の方のリストを用意しておりますので、見たい方はどうぞ。見るだけですので、メモ等とられてください。

閉 会 11 時 30分